



令和3年2月1日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

| <p>(件名)</p> <p>押印等見直し方針の決定</p> | <p>(担当)</p> <p>総務部 行政課 行政経営係</p> <p>担当氏名 佐野 勇介</p> <p>電話 0544-22-1446</p> <p>内線 2407</p> | | | | | | | | |
|---|--|------------|-------|--------------------------------|----|-----------------|--|--|----|
| <p>セールス ポイント</p> | <p>本方針に基づき押印等の見直しを進めます。</p> | | | | | | | | |
| <p>(要旨)</p> <p>富士宮市に裁量のある押印及び署名を求める手続について、行政手続のデジタル化を見据え「押印及び署名は原則として廃止する。」との考えの下、見直し方針を策定しました。</p> <p>本方針に基づき2月上旬までに各部署で見直しを行い、厳格な本人確認を要する手続以外は、本年度中に押印及び署名の義務付けを廃止します。</p> <p>(見直し基準)</p> <p>1 「押印」又は「記名及び押印」のみを求めているもの</p> <table border="1" data-bbox="284 1256 1366 1626"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1256 1233 1330">現在の求めている押印</th> <th data-bbox="1233 1256 1366 1330">見直し区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1330 1233 1404">条例等（本市のものに限る。）に根拠がなく押印を求めているもの</td> <td data-bbox="1233 1330 1366 1404" rowspan="3">廃止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1404 1233 1478">認印による押印を求めているもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1478 1233 1552">登記印又は登録印による押印のうち次のもの ①押印を求める趣旨（本人確認等）に合理的な理由がないもの ②押印を求める趣旨が他の手段（電子申請システム等）により代替することができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1552 1233 1626">登記印又は登録印による押印のうち、押印を求める趣旨に合理的な理由があり、他の手段により代替することができないもの</td> <td data-bbox="1233 1552 1366 1626">存続</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 「署名及び押印」を求めているもの</p> <p>原則として押印は廃止する。 署名については、署名を求めることに実質的な意味があるものは、署名を存続することとし、実質的な意味がないものは、記名とする。</p> <p>3 「署名又は記名押印（認印可）」を求めているもの</p> <p>原則として記名とする。ただし、手続の性質、実情等に即して改めて検討した結果、署名を求める実質的な必要性がある場合は、申請者の負担増も考慮した上で、例外的に署名を残すことを認める。</p> <p>(内容)</p> <p>別紙「押印等見直し方針」のとおり</p> | | 現在の求めている押印 | 見直し区分 | 条例等（本市のものに限る。）に根拠がなく押印を求めているもの | 廃止 | 認印による押印を求めているもの | 登記印又は登録印による押印のうち次のもの ①押印を求める趣旨（本人確認等）に合理的な理由がないもの ②押印を求める趣旨が他の手段（電子申請システム等）により代替することができるもの | 登記印又は登録印による押印のうち、押印を求める趣旨に合理的な理由があり、他の手段により代替することができないもの | 存続 |
| 現在の求めている押印 | 見直し区分 | | | | | | | | |
| 条例等（本市のものに限る。）に根拠がなく押印を求めているもの | 廃止 | | | | | | | | |
| 認印による押印を求めているもの | | | | | | | | | |
| 登記印又は登録印による押印のうち次のもの ①押印を求める趣旨（本人確認等）に合理的な理由がないもの ②押印を求める趣旨が他の手段（電子申請システム等）により代替することができるもの | | | | | | | | | |
| 登記印又は登録印による押印のうち、押印を求める趣旨に合理的な理由があり、他の手段により代替することができないもの | 存続 | | | | | | | | |